令和８年（フ）第２２０号
北海道利尻郡利尻町沓形字日出町11番地
債務者　ヤマトえびすこと遠藤忠
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　舞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８２９号
京都市上京区一条通七本松東入一観音町428番地18
債務者　シェイク教子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
静岡県沼津市西島町２番13号　ビューフォート103
債務者　渡辺　和貴
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　和晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１６５号
千葉県市川市行徳駅前４丁目22番22―610号（グランカーサ行徳）
債務者　藤森　　藍
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９５号
千葉市若葉区みつわ台１丁目28番19号　レオパレス　クレストＡ棟210号
債務者　久保　　満
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐賀　紘人
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６４号
千葉市中央区道場北１丁目４番２－１号　ｔｈｅ　ＣＬＡＳＳ102号
債務者　植草　沙奈（旧姓中島）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　靖
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０４号
宮崎市田野町甲6230番地４
債務者　小川　尚吾
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２４７号
大阪府豊中市柴原町４丁目８番８号　103号
債務者　砂月　剛人
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　雄紀
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５７号
大阪府高槻市氷室町１丁目10番51号305号室、住民票上の住所大阪府高槻市氷室町４丁目21番16号
債務者　楢崎　健一
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　翔大
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１６号
大阪市中央区上本町西２丁目１番５号　フェリーチェ上本町1102
債務者　プログレイトシステムこと　中島　隆甫
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　知広
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９３号
大阪府茨木市総持寺１丁目４－１　医療法人清風会茨木病院、住民票上の住所大阪府摂津市正雀２丁目７番13号　昭和ハイツ101
債務者　角野俊久已（法定代理人成年後見人堤馨正）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　翔志
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５９６２号
東京都墨田区京島３丁目58－５－103　新東荘
債務者　森口　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９６６号
東京都練馬区豊玉北５丁目７―18―801
債務者　田口　絢子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０００号
東京都墨田区向島３丁目32―12―301
債務者　内海　美幸（旧姓水口）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２９号
東京都江戸川区小松川４丁目107―103
債務者　中山　里奈（旧姓大本）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３２号
東京都北区志茂１丁目30－４　第３志茂寮
債務者　小浦方勝志
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３３号
東京都新宿区中落合４丁目８―32―201
債務者　土井　佑介
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部